

生駒市規則第 13 号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年 3 月生駒市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 12 の項中「小学校就学」を「中学校就学」に改め、「含む」の次に「。以下この項において同じ」を加える。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。